

## 障がい者人権権利擁護相談事業（障がい者110番事業）

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県（委託先：熊本県障がい者社会参加推進センター（（福）熊本県身体障害者福祉団体連合会））	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	1,270千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	1,270千円	障害者総合支援法第78条第2項	

### <目的>

障がい者の人権及び権利の擁護に関する相談に応じ、必要な助言等を行うことにより、障がい者の人権及び権利の擁護を図り、もって障がい者の自立及び社会参加の促進並びに障がい者関係施設等における処遇の適正化を図ることを目的とする。平成19年度より、障害者社会参加推進センター設置事業の一部として、熊本県障がい者人権権利擁護相談事業（障がい者110番事業）を実施している。

### <事業内容>

#### 1 事業内容

常設の相談窓口を置き、障がい者、または家族等関係者からの相談に対応して、必要な助言等を行い、内容に応じて弁護士等の専門相談員により対応するほか、必要に応じて他の専門機関等の紹介、取次ぎ等を行う。

#### 2 相談専用番号 (096) 354-4110 (電話・FAX兼用)

#### 3 受付場所及び受付時間

社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会（熊本市中央区南千反畠町3-7）

月曜日～金曜日（ただし、休日及び年末年始の休日を除く）13:00～17:00

なお、上記以外の時間帯は、留守番電話及びFAXで受け付ける。

## 北部発達障がい者支援センター事業

(事業開始年度：平成14年度)

実施主体	県（委託先：（福）三気の会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	23,348千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第14条	
平成24年度予算額	24,576千円	発達障害者支援センター運営事業実施要綱（H17.7.8障発0708004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	

### <目的>

自閉症等の特有な発達障がいを有する障がい児（者）（以下「発達障がい児（者）」という。）に対する支援を総合的に行うため、発達障がい児（者）及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設等との連携強化等により、発達障がい児（者）に対する総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。

### <対象>

発達障がい児（者）及びその家族等

### <事業内容>

- 1 発達障がい児（者）及びその家族等から様々な相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに必要な情報提供を行う。
- 2 発達障がい児（者）及びその家族等に対する療育に関する相談を実施し、家庭での療育方法に関する指導又は助言、並びに必要な情報提供を行う。
- 3 発達障がい児（者）の就労に向けて必要な相談等による支援を行う。
- 4 発達障がいの特性、対処方法等について広く周知を図るため、障害者支援施設等の関係施設及び福祉事務所等の関係機関、関係団体等の職員等を対象に研修会や講演会を行う。また、パンフレットやチラシ等による啓発普及も隨時行う。

**(新) 南部発達障がい者支援センター新設事業**

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県（委託先：(福)清流会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	19,652千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第14条	
平成24年度予算額	一千円	発達障害者支援センター運営事業実施要綱 (H17.7.8障発0708004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	

<目的>

年々増加傾向にある県民からの発達障がいに関する相談支援要請に対応し、発達障がい児（者）や家族の思いに配慮しながらライフステージに応じた総合的な支援の実現を図るため、新たな発達障がい者支援センターを基幹的な相談支援機関がない県南地域に設置することで、発達障がい児（者）及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設等との連携強化等により、発達障がい児（者）に対する総合的な支援体制の整備を推進することを目的とする。

<対象>

発達障がい児（者）及びその家族等

<事業内容>

- 1 発達障がい児（者）及びその家族等から様々な相談に応じ、適切な指導又は助言をするとともに必要な情報提供を行う。
- 2 発達障がい児（者）及びその家族等に対する療育に関する相談を実施し、家庭での療育方法に関する指導又は助言、並びに必要な情報提供を行う。
- 3 発達障がい児（者）の就労に向けて必要な相談等による支援を行う。
- 4 発達障がいの特性、対処方法等について広く周知を図るため、障害者支援施設等の関係施設及び福祉事務所等の関係機関、関係団体等の職員等を対象に研修会や講演会を行う。また、パンフレットやチラシ等による啓発普及も隨時行う。

**発達障がい者支援体制整備事業**

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	2,229千円	(根拠法令等) 発達障害者支援法第3条第4項等	
平成24年度予算額	1,418千円	発達障害者支援体制整備事業実施要綱 (H17.7.8障発第0708003号 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 熊本県発達障がい者支援体制整備検討委員会設置要項	

<目的>

発達障がい児（者）やその家族の思いに配慮しながら、ライフステージに応じた総合的な支援の実現を図るため、発達障がい者支援体制整備検討委員会を設置するとともに、広く県民を対象とした発達障がい者支援に係る普及啓発セミナー等を開催し、また、発達障がいの診断を受けて間もない保護者の支援のためペアレンツメンター養成等事業を実施することで、発達障がい児（者）とその家族等を支援する。

<事業内容>

県発達障がい者支援体制整備事業（実施主体：県）

- ① 発達障がい者支援体制整備検討委員会の設置
  - ・発達障がい児（者）支援の現状等把握
  - ・発達障がい児（者）支援体制のあり方検討
  - ・発達障がい児（者）の診療体制について医療体制検討部会での検討
- ② 発達障がいに係る普及及び啓発（実施主体：県（共催：熊本市））
  - ・発達障がい者支援セミナーの開催
  - ・発達障がい研究会の開催
- ③ ペアレンツメンター養成等事業（実施主体：県（委託先：(福)三気の会））

## 高次脳機能障害支援普及事業

(事業開始年度：平成20年度)

実施主体	県	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	5,398千円	(根拠法令等) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業実施要綱 (H25.5.15障発0515第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	
平成24年度予算額	5,398千円		

### <目的>

高次脳機能障害者の支援拠点施設における専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの構築及び高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発を行うことにより、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図ることを目的とする。

### <対象>

高次脳機能障害者とその家族、その他高次脳機能障害者に係わる関係者

### <事業内容>

支援拠点施設（高次脳機能障害支援センター）に支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障害に関する相談を受け個別支援を行うとともに、関係者に対し適切な相談支援を行うための研修等を実施する。

## 障害程度区分認定調査員等研修事業

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	1,118千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第2条第2項第1号	
平成24年度予算額	1,124千円	障害程度区分認定調査員等研修等事業実施要綱	

### <目的>

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障がい者給付等の事務が行われるよう、研修会を通じて、障害程度区分認定調査員及び市町村審査会委員及び医師意見書を記載する主治医等の資質向上を図る。

### <対象>

障害程度区分認定調査員、市町村審査会委員、主治医 等

### <事業内容>

#### 1 障害程度区分認定調査員研修

認定調査に従事する者が、公平・公正かつ適切な認定調査を実現するために必要な知識・技能を修得させる内容の研修

#### 2 市町村審査会委員研修

市町村審査会委員が、障害程度区分の二次判定等における公平・公正かつ適切な審査を実現するために必要な知識・技能を修得させる内容の研修

#### 3 主治医研修

主治医等に対し、障害者区分認定に係る審査判定の重要な資料である医師意見書の記載方法等を修得させる内容の研修

## サービス管理責任者研修事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	691千円	(根拠法令等) 障害者総合支援法第78条第2項、サービス管理責任者研修事業実施要綱 (H18.8.30障発第0830004号)	
平成24年度予算額	463千円		

### <事業内容>

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所はサービス管理責任者の配置が義務づけられ、本研修がサービス管理責任者となるための要件の一つとなっている。

研修は、介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労、児童の5分野で実施し、国の実施する指導者研修を受講した者が講師となって実施する。

## 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	3,653千円	(根拠法令等) 社会福祉士法及び介護福祉士法	
平成24年度予算額	3,866千円		

### <目的>

居宅介護事業所等において、医療職との連携・協力の下に、医療的ケアのニーズが高い障害者（児）に対して、介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアの適切な実施を可能とするための研修を行う。

### <事業内容>

障害者の地域生活のニーズに応じた様々な支援体制を構築していくモデル事業に対して助成を行う。

国が実施する中央研修を受講した医師・看護師が講師となり、県において「基本研修」及び「実地研修」を実施する。

## 工賃向上計画支援事業

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	県	負担割合	基本事業：国1／2 県1／2 特別事業：国10／10
平成25年度予算額	8,440千円	(根拠法令等) 熊本県工賃向上3か年計画	
平成24年度予算額	7,943千円	工賃向上計画支援事業実施要綱（H24.4.11厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	

### <目的>

障がい者支援施設等利用者の工賃水準の引上げを図り、利用者が地域で自立して生活することを支援する。

### <事業内容>

平成24～26年度を対象期間とする「熊本県工賃向上3か年計画」を策定し、次に取り組む。

#### 1 基本事業

県計画の対象施設における経営改善や技術向上、人材育成等を支援する。

#### 2 特別事業

複数の施設が共同して受発注できる共同受発注制度を推進する。

## 新 障がい者職場実習促進事業（単）

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県	負担割合	県10／10
平成25年度予算額	3,141千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	一千円	熊本県工賃向上3カ年計画	

### <目的>

一般就労を目指す障がい者にとって、民間企業等における職場実習は、様々な職種が体験できる等有効なものであるため、民間企業等の実習受入に係る環境整備に要する経費を補助することにより、実習受入の確保を促進する。

### <対象>

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、特別支援学校から職場実習を受け入れる民間企業等。

### <事業内容>

実習生を受け入れる民間企業等における職場実習を容易にするために配慮した施設、設備等の整備に要する経費を助成する（1企業あたり500千円以内）。

## 精神障がい者社会適応訓練事業(単)

(事業開始年度：昭和57年度)

実施主体	県（委託先：協力事業所）	負担割合	県10／10
平成25年度予算額	1,574千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	2,592千円	熊本県精神障がい者社会適応訓練事業実施要項	

### <事業内容>

通院患者の生活指導・作業訓練を協力事業所に委託し、社会適応力を養い精神障がい者の社会復帰を促進する。

- ・訓練委託料：@1,500円／日（月15日を限度）
- ・委託期間：6ヶ月（3年を限度に更新可能）
- ・登録事業所：253カ所（H24委託事業所数：8カ所）

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
訓練者数	68	61	45	30	36	35	10
社会復帰者数	17	21	16	14	21	20	4
訓練延べ日数	5,222	4,797	4,325	2,547	2,061	1,944	484

## 難聴児補聴器購入費助成事業(単)

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	市町村	負担割合	県1／3 市町村1／3 本人1／3
平成25年度予算額	1,279千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	1,279千円	熊本県難聴児補聴器購入費助成事業実施要項	

### <目的>

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童（難聴児）に対して、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、補聴器の装用による音声言語能力の向上や、等しく学び、成長できる環境を確保し、コミュニケーション能力等の成長に寄与する。

### <対象>

次の要件のすべてを満たす18歳未満の難聴児

- ①熊本県内に住所を有していること。
- ②両耳の聴力レベルが30dB以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
- ③補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するもの。

### <事業内容>

市町村が補聴器1台当たりの基準価格の範囲内で、補聴器購入費の3分の2を限度に助成した場合、市町村に対し、その助成した額の2分の1以内を助成する。

## 視覚障がい者生活訓練事業

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会)	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	467千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	400千円	障害者の総合支援法第78条第2項	

### <事業内容>

視覚障がい者に対して、日常生活を営む上で必要とされる諸能力についての訓練指導を行う。

- ・視覚障がい者家庭生活訓練　・視覚障がい者社会生活教室　・中途失明者緊急生活訓練

## オストメイト社会適応訓練事業

(事業開始年度：昭和62年度)

実施主体	県（委託先：(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	228千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	228千円	障害者総合支援法第78条第2項	

### <事業内容>

ストマ用装具の装着者に対し装具の使用等についての正しい知識を付与し、また社会生活に必要な基本事項について相談に応じる。

## 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	県（委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	3,353千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	2,455千円	障害者総合支援法第78条第2項	

### <事業内容>

重度盲ろう者の自立と社会参加を図るために、コミュニケーション支援や移動介助の技術を習得した通訳・介助員を派遣する。

## 点字図書館運営委託

(事業開始年度：昭和45年度)

実施主体	県（委託先：(福)熊本県視覚障がい者福祉協会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	24,019千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	23,906千円	身体障害者福祉法第34条、熊本県身体障害者福祉センター条例	

### <事業内容>

熊本県身体障害者福祉センター内に熊本県点字図書館を設置し、点字刊行物の収集、製作、貸出し、その他視覚障がい者の教養の向上を図るために必要な業務を行う。

## 聴覚障害者情報提供センター運営委託

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	県（委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	26,193千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	26,080千円	身体障害者福祉法第34条、熊本県身体障害者福祉センター条例	

### <事業内容>

熊本県身体障害者福祉センター内に熊本県聴覚障害者情報提供センターを設置し、聴覚障がい者用の録画物の収集、製作、貸出し、その他聴覚障がい者の教養の向上を図るために必要な業務を行う。

## 手話通訳者養成事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県（委託先：(一財)熊本県ろう者福祉協会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	1,238千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	901千円	障害者総合支援法第78条第2項	

### <事業内容>

手話に必要な技術等の指導を行い、手話通訳者を養成する。

平成24年度養成人員：手話講習会受講修了者数 入門・基礎課程 111人

## 手話通訳者養成ステップアップ研修事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県（委託先：（一財）熊本県ろう者福祉協会）		負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	186千円	(根拠法令等)		
平成24年度予算額	167千円	障害者総合支援法第78条第2項		

<事業内容>

手話通訳者の資格取得を目指す登録手話奉仕員を対象として、手話通訳者の養成研修を実施する。

## 手話通訳設置事業

(事業開始年度：昭和55年度)

実施主体	県（委託先：（一財）熊本県ろう者福祉協会）		負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	2,027千円	(根拠法令等)		
平成24年度予算額	1,683千円	障害者総合支援法第78条第2項		

<事業内容>

コミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を県庁に設置する。

## 要約筆記者養成事業

(事業開始年度：平成元年度)

実施主体	県（委託先：（一財）熊本県ろう者福祉協会）		負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	510千円	(根拠法令等)		
平成24年度予算額	300千円	障害者総合支援法第78条第2項		

<事業内容>

要約筆記に必要な技術等の指導を行い、要約筆記者を養成する。

## 要約筆記者ステップアップ研修事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県（委託先：（一財）熊本県ろう者福祉協会）		負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	479千円	(根拠法令等)		
平成24年度予算額	400千円	障害者総合支援法第78条第2項		

<事業内容>

要約筆記者を対象に技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

## 新 点訳奉仕員・朗読奉仕員ステップアップ研修事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県（委託先：（福）熊本県視覚障がい者福祉協会）		負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	232千円	(根拠法令等)		
平成24年度予算額	－千円	障害者総合支援法第78条第2項		

<事業内容>

点訳奉仕員・朗読奉仕員を対象に技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

### 音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業

(事業開始年度：昭和47年度)

実施主体	県（委託先：（福）熊本県身体障害者福祉団体連合会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	200千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	200千円	障害者総合支援法第78条第1項、第2項	

<事業内容>

喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対して発声訓練を行い、また、発声訓練に携わる指導者を養成する。

### 盲ろう者通訳・介助員養成事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県（委託先：（一財）熊本県ろう者福祉協会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	223千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	218千円	障害者総合支援法第78条第1項	

<事業内容>

盲ろう者の自立と社会参加を図るために、盲ろう者通訳・介助員を養成する。

### 盲ろう者通訳・介助員養成促進事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県（委託先：（一財）熊本県ろう者福祉協会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	74千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	46千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

盲ろう者通訳・介助員を対象に技能等の向上を図るために現任研修を実施する。

### 字幕入り映像ライブラリー制作・頒布

(事業開始年度：平成2年度)

実施主体	県（委託先：（一財）熊本県ろう者福祉協会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	500千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	500千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

熊本県聴覚障害者情報提供センターにおけるライブラリー事業の効果的な運営を図るために、字幕入りビデオカセットテープ等の制作及び頒布に関する業務を委託する。

### 点字による情報ネットワーク事業

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	県（委託先：（福）熊本県視覚障がい者福祉協会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	876千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	900千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

新聞情報等を社会福祉法人日本盲人会連合で入力し、電話回線を利用したコンピューターネットワークにより点字図書館などで点字で出力し、視覚障がい者の閲覧に供する。

## 聴覚障がい者生活情報・コミュニケーション改善事業(単)

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	県（委託先・（一財）熊本県ろう者福祉協会）	負担割合	県10／10
平成25年度予算額	411千円	(根拠法令等)	平成21年度障害者社会参加総合推進事業（盲ろう者通訳・介助員養成事業等）実施要項
平成24年度予算額	411千円		

### <目的>

聴覚障がい者へのきめ細かな情報提供及びニーズの把握を行い、情報不足に対する生活環境の改善を図るとともに、聴覚障がい者によるFAXと健聴者による電話の中継サービスを行うことにより、聴覚障がい者に対する日常生活の支援体制を整備する。

### <事業内容>

- ①手話字幕付きビデオによる生活情報ニュースの提供
- ②情報誌の発行
- ③FAXによるポーリングサービス
- ④巡回相談
- ⑤巡回情報講座
- ⑥移動ビデオライブラリー
- ⑦移動映画会
- ⑧通信リレーサービス

## コミュニケーション推進事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県（委託先・（一財）熊本県ろう者福祉協会）	負担割合	事業①：県10／10 事業②、③：国1／2 県1／2
平成25年度予算額	622千円	(根拠法令等)	障害者総合支援法第78条第2項
平成24年度予算額	476千円		熊本県コミュニケーション推進事業（手話通訳者等派遣事業）実施要項

### <事業内容>

- ①企業向け派遣
- ②専門性の高い意思疎通支援者の派遣
- ③広域派遣

## 新 コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県（委託先・（一財）熊本県ろう者福祉協会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	43千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	一千円		障害者総合支援法第78条第2項

### <事業内容>

意思疎通支援者の派遣を行うコーディネーターを対象に、技能等の向上を図るため現任研修を実施する。

## くまもとハートウィーク開催事業

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	県	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	4,012千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	4,224千円		障害者総合支援法第78条第2項

### <事業内容>

障がい者に対する県民の理解促進及び障がい者の社会参加を促進することを目的として、県内の障がい者芸術展等の啓発イベントを開催する。

- 1 「心の輪を広げる障害者理解促進事業」
- 2 「障害者週間」啓発イベント

## 精神保健福祉大会事業

(事業開始年度：昭和36年度)

実施主体	県、熊本県精神保健福祉協会、熊本県精神科病院共同組合	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	60千円	(根拠法令等)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条
平成24年度予算額	60千円		障害者総合支援法第78条第2項

### <事業内容>

正しい保健知識の普及啓発を図るため、(公社)熊本県精神保健福祉協会及び熊本県精神科病院協同組合との共催で精神保健福祉大会を開催する。

### <事業実績>

平成24年度 開催場所 熊本市 参加者数：約950人

## 精神障がい者作品展開催事業

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	県（委託先：(公社)熊本県精神保健福祉協会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	182千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	182千円		障害者総合支援法第78条第2項

### <目的>

精神障がい者が社会復帰のため日々訓練を行っているその成果品を展示し、障がい者の創作意欲を助長するとともに健常者と障がい者が直接ふれあう場を提供することにより、精神障がい者への理解を深め、精神障がい者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

### <事業内容>

精神障がい者の作成した作品（木工、手芸、紙工芸、陶芸品等）を展示する。出展は、県内精神科病院、社会復帰施設等。

## 地域精神保健福祉普及啓発事業

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	731千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	731千円		障害者総合支援法第78条第2項

### <目的>

精神障がいに対する正しい理解を促進し、精神障がい者に対する偏見や差別を是正するため、各保健所を中心に普及啓発活動を実施する。

### <対象>

地域で生活する住民、小・中・高等学校生徒等

### <事業内容>

- ① 地域精神保健福祉連絡協議会等の運営
- ② 啓発ポスター、パンフレット、リーフレット等の発行
- ③ 講演会、講習会、学習会等の開催

## 障がい者社会参加推進センター設置事業

(事業開始年度：平成2年度)

実施主体	県（委託先：(福)熊本県身体障害者福祉団体連合会）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	4,341千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	4,341千円		障害者総合支援法第78条第2項

<事業内容>

(福) 熊本県身体障害者福祉団体連合会に障がい者社会参加推進センターを設置し、障がい者の地域における自立生活と社会参加を促進する。平成19年度より、障がい者社会参加推進センター設置事業の一部として、熊本県障がい者人権権利擁護相談事業（障がい者110番事業）を実施している。

- 1 社会参加促進事業の受託実施
- 2 熊本県障がい者人権権利擁護相談事業（障がい者110番事業）の実施
- 3 社会参加促進事業の推進に必要な情報の収集、分析及び提供
- 4 関係団体指導者、社会参加促進事業に携わる者等の指導・研修 等

**地域精神障がい者レクリエーション教室事業**

(事業開始年度：平成9年度)

実施主体	県	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	566千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	566千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<目的>

戸外活動や障がい者同士の交流の機会が少ない精神障がい者の自立意欲を助長するため、各種レクリエーション教室を開催する。

<対象>

地域で生活する精神障がい者、ボランティア等

<事業内容>

- ・皆で楽しめるレクリエーション・スポーツの実施
- ・音楽教室や陶芸、絵画教室などの開催

**障がい者スポーツ大会開催事業**

(事業開始年度：昭和39年度)

実施主体	県・熊本市（委託先：（社福）熊本県社会福祉事業団）	負担割合	国1／2 県・熊本市1／2
平成25年度予算額	6,216千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	6,260千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<事業内容>

スポーツが生活をより豊かにするという観点に立ち、障がいのある方々が、競技等を通じスポーツの楽しさを体験し、また、競技力の向上を図るとともに、県民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

競技種目 陸上、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク、ボウリング、ペタンク

**地域精神障がい者スポレク大会事業**

(事業開始年度：平成6年度)

実施主体	県（委託先：（社福）熊本県社会福祉事業団）	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	2,464千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	2,464千円	障害者総合支援法第78条第2項	

<目的>

地域で生活する精神障がい者のスポーツ振興を図り、精神障がい者の社会参加及び地域社会の理解と交流を促進するとともに、本大会を通じて精神障がい者がスポーツの楽しさを体験し、親睦を深めることを目的とする。

<対象>

県内の地域で生活する精神障がい者及びその家族、医療機関等関係者、ボランティア等

<事業内容>

毎年秋、パークドーム熊本に県内各地から集まり、地域別10チーム（約1,500人）対抗により、つなひきやリレー等の競技、交流レクリエーション等を行う。

## 障がい者団体育成事業(単)

(事業開始年度：平成5年度)

実施主体	熊本県障害者スポーツ・文化協会	負担割合	県10／10
平成25年度予算額	4,311千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	4,311千円	熊本県障害者福祉団体の事業等補助金交付取扱要領	

### <事業内容>

障がい者のスポーツ・文化活動の振興を図る熊本県障害者スポーツ・文化協会に対し、運営費及び事業費を助成する。

#### 【自主事業】

- ①火の国杯開催事業 ②スポーツ・文化教室 ③スポーツ指導員養成事業 ④会報発行 等

## 全国障害者スポーツ大会派遣事業(単)

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	県（委託先：(社福) 熊本県社会福祉事業団）	負担割合	県10／10
平成25年度予算額	11,683千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	10,706千円	全国障害者スポーツ大会実施要綱（H20.4.28障発第0428005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	

### <事業内容>

障がい者の自立と社会参加促進のため、秋季国民体育大会開催都道府県において開催される全国障害者スポーツ大会に熊本県選手団を派遣する。

競技種目：陸上、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク、ボウリング、フットベースボール等

## 身体障がい者補助犬給付事業

(事業開始年度：昭和57年度)

実施主体	県	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	1,500千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	1,500千円	障害者総合支援法第78条第2項	

### <事業内容>

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の給付に関し適当と認められる団体に対し、身体障害者補助犬の育成に要する費用を助成する。

## 障害者条例推進事業(単)

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	県10／10
平成25年度予算額	12,349千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	12,349千円	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	

### <目的>

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に基づき、障がいを理由とした不利益な取扱い等に関する相談体制、事案解決の仕組みを整備し、運用することにより、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指す。

### <事業内容>

- ①相談体制の整備及び運用
- ②「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」の運営
- ③啓発冊子の作成

## 障害者虐待防止対策支援事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	国1／2 県1／2
平成25年度予算額	2,049千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	2,158千円	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	

### <目的>

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の円滑な施行のための体制整備や普及啓発を図る。

### <事業内容>

#### 1 連携協力体制整備事業

障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援ならびに養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関及び団体等が相互の連携を強化するため、連携会議を開催する。

#### 2 障害者虐待防止・権利擁護研修等事業

障害福祉サービス事業所等の管理者や従事者、市町村職員に対して障害者虐待防止にかかる研修を実施する。

#### 3 普及啓発事業

障害者虐待の通報義務等の広報その他啓発活動を実施する。